

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の説明書

外務省



目次

一	概説	一
1	1 条約の成立経緯	一
2	2 条約締結の意義	一
3	3 条約締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	4 早期国会承認が求められる理由	二
5	5 我が国が付する留保	二
二	二 条約の内容	二
1	1 目的	三
2	2 締約国の義務	三
3	3 子の不法な連れ去り及び留置	三
4	4 適用範囲	三
5	5 監護の権利及び接触の権利	三
6	6 中央当局の指定	三
7	7 中央当局の協力の義務	四
8	8 子の返還を確保するための援助の申請	四
9	9 申請の移送	四
10	10 子の任意の返還	四
11	11 子の返還のための迅速な手続	四
12	12 子の返還を命ずる義務	四

13	子の返還を命ずる義務の例外	五
14	監護の権利についての本案の決定の禁止	五
15	子の返還に関する決定を本案の判断とすることの禁止	五
16	接触の権利の効果的な行使を確保するための援助の申請	六
17	手続費用の保証の要求の禁止	六
18	言語	六
19	法律に関する援助及び助言	六
20	手数料の徴収の禁止等	六
21	申請が要件を欠く場合	七
22	直接の申請	七
23	時間的適用範囲	七
24	署名並びに批准、受諾及び承認	七
25	加入	七
26	留保	七
27	効力発生	七
	三 条約の実施のための国内措置	八
	(参考)	九

# 一 概説

## 1 条約の成立経緯

(1) ハーグ国際私法会議は、各国の国際私法規則の統一を図るための研究及び条約の作成を行う政府間機関であり、オランダ政府の招請の下に明治二十六年（千八百九十三年）から不定期に会合を開催して活動してきたものであるが、我が国は、明治三十七年（千九百四年）の第四回会期からこれに参加している。同会議は、昭和三十年（千九百五十五年）のハーグ国際私法会議規程の発効によつて常設機関となり、現在の構成国は、七十一箇国及び一機関である。戦後同会議において作成された条約は、三十八に達しており、我が国は、扶養義務の準拠法に関する条約等六の条約を締結している。

(2) 人の移動及び国際結婚の増加に伴い、千九百七十年代に入り、一方の親による子の連れ去り及び監護の権利をめぐる紛争の国際裁判管轄の問題が国際的な場で議論されるようになった。ハーグ国際私法会議は、昭和五十四年（千九百七十九年）三月及び十一月にこの問題に関する特別委員会を開催し、各締約国の指定された中央当局を通じて各締約国の裁判所と行政機関との協力により国際的な子の連れ去りを防止すること等について定める条約の素案を作成した。昭和五十五年（千九百八十年）十月に開催されたハーグ国際私法会議第十四回会期において、この素案に基づく審議が行われ、この条約が採択された。

## 2 条約締結の意義

この条約は、監護の権利の侵害を伴う国境を越えた子の連れ去り等が生じた場合に原則として常居所を有していた国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組み、国境を越えた親子の接触の実現のための協力等について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、このような国際的な協力を通じ、不法な連れ去り等によつて生ずる有害な影響から子を保護するとともに、親子の接触の機会を確保することにより子の利益に資するとの見地から有意義であると認められる。

## 3 条約締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

(1) 不法に連れ去られ、又は留置されている子の迅速な返還並びに監護の権利及び接触の権利の効果的な尊重というこの条約の目的の実現を確保するため、全ての適当な措置をとること。

(2) 中央当局は、この条約の目的を達成するため、他の締約国の中央当局と相互に協力し、及び国内の当局間の協力を促進すること。

(3) 司法当局又は行政当局は、子の返還のための手続を迅速に行い、原則として子の返還を命ずること。

#### 4 早期国会承認が求められる理由

(1) 近年、国際結婚及びその破綻の増加から、我が国と米国、フランス等の諸外国との間において監護の権利の侵害を伴う国境を越えた子の連れ去り等をめぐる問題が表面化する事例が増えている。このような中、我が国政府としてこの条約の締結の是非について検討してきた結果、この条約の締結には、不法な連れ去り等によって生ずる有害な影響から子を保護するとともに、親子の接触の機会を確保することにより子の利益に資するという意義が認められるとの結論に至り、平成二十三年（二十一年）五月二十日、この条約の締結に向けた準備を進めることについて閣議了解を行った。

(2) この条約は、昭和五十八年（千九百八十三年）に効力を生じ、平成二十五年（二十三年）二月一日現在の締約国数は、八十九箇国に達しており、国際的な子の連れ去り等の問題を解決するための国際的ルールとして定着しつつある。また、我が国のこの条約の締結については、各国からも高い関心が示されている。我が国としては、このような状況を踏まえ、この条約を早期に締結することが望ましい。

#### 5 我が国が付する留保

我が国は、この条約の締結に当たり、第四十二条の規定に従って次の内容の留保を付する予定である。

(1) 第二十四条第二項の規定に基づき、自国の中央当局に送付される申請等に添付される翻訳についてフランス語の使用を拒むこと。

(2) 第二十六条第三項の規定に基づき、弁護士その他法律に関する助言者の参加又は裁判所における手続により生ずる費用について、自国の法律に関する援助及び助言に係る制度によって負担することができる場合を除くほか、負担する義務を負わないこと。

#### 二 条約の内容

この条約は、前文、本文四十五箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

## 1 目的（第一条）

この条約は、いずれかの締約国に不法に連れ去られ、又はいずれかの締約国において不法に留置されている子の迅速な返還を確保すること並びに一の締約国の法令に基づく監護の権利及び接触の権利が他の締約国において効果的に尊重されることを確保することを目的とする。

## 2 締約国の義務（第二条）

締約国は、この条約の目的の実現を確保するため、全ての適当な措置をとる。このため、締約国は、利用可能な手続のうち最も迅速なものを用いる。

## 3 子の不法な連れ去り及び留置（第三条）

子の連れ去り又は留置は、次の(1)及び(2)に該当する場合には、不法とする。

(1) 連れ去り又は留置の直前に子が常居所を有していた国の法令に基づいて個人等が共同又は単独で有する監護の権利を侵害していること。

(2) 連れ去り若しくは留置の時に(1)の監護の権利が現実に行使されていたこと又は連れ去り若しくは留置がなかったならば当該権利が現実に行使されていたであろうこと。

## 4 適用範囲（第四条）

この条約は、監護の権利又は接触の権利が侵害される直前にいずれかの締約国に常居所を有していた子について適用する。この条約は、子が十六歳に達した場合には、適用しない。

## 5 監護の権利及び接触の権利（第五条）

(1) 「監護の権利」には、子の監護に関する権利、特に、子の居所を決定する権利を含む。

(2) 「接触の権利」には、一定の期間子をその常居所以外の場所に連れて行く権利を含む。

## 6 中央当局の指定（第六条）

締約国は、この条約により中央当局に対して課される義務を履行するため、中央当局を指定する。

## 7 中央当局の協力の義務（第七条）

(1) 中央当局は、子の迅速な返還を確保し、及びこの条約の他の目的を達成するため、相互に協力し、及びそれぞれの国内の当局間の協力を促進する。

(2) 特に、中央当局は、直接に又は仲介者を通じて、(イ)子の所在の特定、(ロ)子に対する更なる害悪の防止、(ハ)子の任意の返還又は友好的な解決の促進、(ニ)子の社会的背景に関する情報の交換、(ホ)関連法令についての一般的な情報の提供、(ヘ)子の返還及び接触の権利の行使のための手続の開始についての便宜の供与、(ト)法律に関する援助及び助言の提供についての便宜の供与、(チ)子の安全な返還の確保等のため、全ての適当な措置をとる。

## 8 子の返還を確保するための援助の申請（第八条）

監護の権利が侵害されて子が連れ去られ、又は留置されたと主張する個人等は、子の常居所の中央当局又は他の締約国の中央当局に対し、子の返還を確保するための援助の申請を行うことができる。

## 9 申請の移送（第九条）

申請を受領した中央当局は、子が他の締約国に現に所在すると信ずるに足りる理由がある場合には、当該申請を当該他の締約国の中央当局に移送し、要請を行った中央当局又は申請者に対しその旨を通知する。

## 10 子の任意の返還（第十条）

子が現に所在する国の中央当局は、子が任意に返還されるよう全ての適当な措置をとり、又はとらせる。

## 11 子の返還のための迅速な手続（第十一条）

(1) 締約国の司法当局又は行政当局は、子の返還のための手続を迅速に行う。

(2) 申請者及び要請を受けた国の中央当局は、関係する司法当局又は行政当局が手続の開始の日から六週間以内に決定を行うことができない場合には、遅延の理由を明らかにするよう要求する権利を有する。

## 12 子の返還を命ずる義務（第十二条）

(1) 子が不法に連れ去られ、又は留置されている場合において、子が現に所在する締約国の司法当局又は行政当局が手続を開始した

日において子の不法な連れ去り又は留置の日から一年が経過していないときは、司法当局又は行政当局は、直ちに子の返還を命ずる。

(2) 司法当局又は行政当局は、一年が経過した後に手続を開始した場合においても、子が新たな環境に適応していることが証明されない限り、子の返還を命ずる。

(3) 司法当局又は行政当局は、子が他の国に連れ出されたと信ずるに足りる理由がある場合には、返還のための手続を中止し、又は返還の申請を却下することができる。

#### 13 子の返還を命ずる義務の例外（第十三条及び第二十条）

(1) 司法当局又は行政当局は、子の返還に異議を申し立てる個人等が次のいずれかのことを証明する場合には、子の返還を命ずる義務を負わない。

(イ) 子を監護していた個人等が、連れ去り若しくは留置の時に現実に監護の権利を行使していなかったこと、連れ去り若しくは留置の時以前にこれに同意していたこと又は連れ去り若しくは留置の後にこれを黙認したこと。

(ロ) 返還することによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険があること。

(2) 司法当局又は行政当局は、子が返還されることを拒み、かつ、その意見を考慮に入れることが適当である年齢及び成熟度に達していることを認める場合には、子の返還を命ずることを拒むことができる。

(3) 司法当局又は行政当局は、自国における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められないものである場合には、子の返還を命ずることを拒むことができる。

#### 14 監護の権利についての本案の禁止（第十六条）

子が自国に連れ去られ、又は自国において留置されている締約国の司法当局又は行政当局は、子が不法に連れ去られ、又は留置されている旨の通知を受領した後は、監護の権利についての本案の決定を行わない。

#### 15 子の返還に関する決定を本案の判断とすることの禁止（第十九条）

この条約に基づく子の返還に関する決定は、監護の権利についての本案の判断としてはならない。

- 16 接触の権利の効果的な行使を確保するための援助の申請（第二十一条）
- (1) 接触の権利の効果的な行使を確保するように取り計らうことを求める申請は、締約国の中央当局に対して、子の返還を求める申請と同様の方法によって行うことができる。
- (2) 中央当局は、接触の権利が平穩に享受されること及び接触の権利の行使に当たり従うべき条件が満たされることを促進するため、第七条に定める協力の義務を負う。
- 17 手続費用の保証の要求の禁止（第二十二条）
- いかなる保証、担保及び供託も、この条約の適用を受ける司法上又は行政上の手続に要する費用の支払を保証するために要求してはならない。
- 18 言語（第二十四条）
- 要請を受ける国の中央当局に送付される申請等は、原語によるものとし、当該国の公用語又はフランス語若しくは英語による翻訳を添付する。ただし、締約国は、留保を付することにより、フランス語又は英語のいずれか一方の使用を拒むことができる。
- 19 法律に関する援助及び助言（第二十五条）
- 締約国の国民及び締約国に常居所を有する者は、この条約の適用に関係のある事項に関し、他の締約国において、当該他の締約国の国民及び当該他の締約国に常居所を有する者と同じの条件で法律に関する援助及び助言を受けることができる。
- 20 手数料の徴収の禁止等（第二十六条）
- (1) 中央当局その他締約国の公の当局は、申請に係るいかなる手数料も徴収してはならない。特に、手続の費用及び弁護士その他法律に関する助言者が参加した場合にはその参加により生ずる費用の支払を申請者に要求することができない。ただし、子の返還の実施のために要した費用又は将来要する費用の支払については、要求することができる。
- (2) 締約国は、留保を付することにより、(1)の費用であつて弁護士その他法律に関する助言者の参加又は裁判所における手続により生ずるものを自国の法律に関する援助及び助言に係る制度によって負担することができる場合を除くほか負担する義務を負わない旨を宣言することができる。

21 申請が要件を欠く場合（第二十七条）

申請が要件を満たしていないこと又は申請に十分な根拠がないことが明白である場合には、中央当局は、当該申請を受理する義務を負わない。

22 直接の申請（第二十九条）

この条約は、監護の権利又は接触の権利の侵害があったと主張する個人等が、締約国の司法当局又は行政当局に直接申請を行うことを妨げるものではない。

23 時間的適用範囲（第三十五条）

この条約は、締約国間において、この条約が当該締約国について効力を生じた後に行われた不法な連れ去り又は留置についてのみ適用する。

24 署名並びに批准、受諾及び承認（第三十七条）

(1) この条約は、ハーグ国際私法会議の第十四回会期の時に同会議の構成国であった国による署名のために開放しておく。

(2) この条約は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

25 加入（第三十八条）

(1) その他の国は、この条約に加入することができる。

(2) 加入は、加入国とその加入を受け入れる旨を宣言した締約国との間においてのみ効力を有する。

26 留保（第四十二条）

いずれの国も、第二十四条又は第二十六条第三項に規定する留保の一方又は双方を付することができる。その他のいかなる留保も、認められない。いずれの国も、いつでも、自国が付した留保を撤回することができる。

27 効力発生（第四十三条）

(1) この条約は、三番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三番目の月の初日に効力を生ずる。

(2) この条約は、この条約の効力が生じた後にこの条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する国については、そ

の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三番目の月の初日に効力を生ずる。

三 条約の実施のための国内措置

1 この条約の実施のため、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案が今次国会に提出されることとなっている。

2 この条約の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

1 作成 昭和五十五年十月二十五日 ハーグにおいて作成

2 効力発生 昭和五十八年十二月一日

3 署名国 平成二十五年二月一日現在 二十六箇国

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコスロバキア（\*）、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、アメリカ合衆国、ベネズエラ、ユーゴスラビア（\*）

（\* 国家として消滅した。）

4 締約国 平成二十五年二月一日現在 八十九箇国

アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チリ、中華人民共和国（香港特別行政区及びマカオ特別行政区のみ）、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、グルジア、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、大韓民国、ラトビア、レソト、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モリシヤス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージールランド、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セントクリストファー・ネイビス、サンマリノ、セルビア、セーシェル、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、トルクメニスタン、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ベネズエラ、ジンバブエ

